

参考

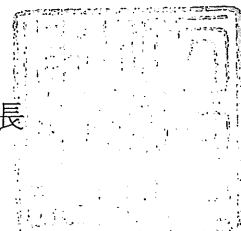


戸 第 2 6 3 号

令和8年9月15日

伊賀市長 殿

津地方法務局長



婚姻届の受理に関する戸籍法に基づく照会について（回答）

本年8月19日付け伊秘第283号をもって照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 「憲法第14条（法の下の平等）及び最高法規性の適用について」と題する照会事項について

民法及び戸籍法の諸規定は、その文言や制定経緯等に照らし、異性間の人的結合関係を対象として「婚姻」制度を規定するものであり、同性間の婚姻を認めるものと解することは困難です。

なお、御指摘の判決は、いずれも現時点で確定前であり、最高裁判所に係属中であると承知していますが、これらの判決も、民法及び戸籍法の諸規定が同性間の婚姻を認めていないことを前提にするものと理解しています。

- 2 「憲法第13条及び第24条の合憲目的解釈と個人の尊厳について」と題する照会事項について

現行制度の合憲性については最高裁判所の判断を注視する必要があると考えています。なお、民法等を改正して同性間の婚姻を認めるか否かは、国の立法に関わる問題であることから、当局は、見解を申し上げる立場にはありません。

- 3 「行政実務における「実質的法治主義」と通達の位置づけについて」

と題する照会事項について

戸籍事務は、法定受託事務として、民法、戸籍法などの関係法令に基づき全国統一的に行われるべきものであり、自治体ごとに異なる取扱い
は想定されておりません。上記のとおり、民法及び戸籍法の諸規定は、
その文言や制定経緯等に照らし、異性間の人的結合関係を対象として
「婚姻」制度を規定するものであり、同性間の婚姻を認めるものと解す
ることは困難であるため、同性同士を当事者とする婚姻の届出を受理す
ることはできないものと考えます。